



無料法律相談所開設

次のとおり無料法律相談所を開設します。金銭・不動産などでお困りの方はお気軽にご相談ください。

日時 4月16日(水)
午後1時～午後4時
場所 余市中央公民館2階
定員 6人。1人の相談時間は30分

【申込・問い合わせ先】
余市町役場 町民生活係

21 2120
ご利用される方は、事前に申し込みが必要となります。

変わっています

「労働契約法」

平成20年3月1日から、就業

形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等に対応し、個別の労働者及び使用者の労働関係が良好なものとなるようにルールを整えることを目的とした「労働契約法」が施行されています。詳しくは、北海道労働局ホームページ(www.hokkaido-labor.go.jp)又は厚生労働省ホームページ(www.mhlw.go.jp)をご覧ください。

自衛隊幹部候補生を募集します

平成20年4月1日から5月12日までの間、募集・受付します。

応募資格／

【一般・技術】20歳以上26歳未満の者(大学院修士取得者は28歳未満の者)

【歯科・薬剤】専門の大卒(見込含)20歳以上30歳未満の者
薬剤は26歳未満、薬学修士学位
取得者は28歳未満の者

試験日/5月17日(土)、18日
(日)×飛行要員以外は17日のみ

【問い合わせ先】

自衛隊札幌地方連絡部
小樽募集事務所

0134 22 5521

**2009年1月 上場会社
の株券が電子化されます**

株券電子化により、上場会社の株券は無効となり、株主の権利は証券会社などの金融機関の口座で電子的に管理されます。お手元の株券が本人名義になっていない場合は、電子化により株主としての権利を失うおそれがありますので、株券電子化の実施前までに名義書換が必要です。

【問い合わせ先】

日本証券業協会
証券決済制度改革推進センター

03 3667 4500

小児救急電話相談の拡大について

4月5日から土曜日にも相談に応じます

北海道では、これまでの平日に加えて、平成20年4月5日から土曜日にも小児救急電話相談を行います。

小児救急電話相談とは

夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、専任の看護師や医師が保護者等からの相談に対し、電話により助言を行っています。

電話番号は **011-232-1599**

(プッシュ回線の固定電話及び携帯電話からは短縮ダイヤル「#8000番」も利用できます。)

相談実施日時は

平成20年4月5日から

月曜日～土曜日までの午後7時から午後11時まで

(祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。)

利用にあたっての注意事項

医師が直接診察して治療を行うものではなく、あくまで電話による家庭での一般的対処などに関する助言アドバイスを行うものです。

《相談の例》

子どもが熱を出して、下痢をしています・・・
咳が止まらなくて・・・
誤って洗剤を飲んでしまって・・・ など

《労働保険加入事業主のみなさまへ》

平成20年度労働保険の年度更新申告のお知らせ

4月1日(火)～5月20日(火)までは労働保険の年度更新申告期間です。

更新期間中は随時、労働基準監督署において申告手続きを受付けておりますが、申告手続きにあたり説明会及び申告相談を実施しますので、この機会をご利用いただき5月20日までに済ませになりますようお願いいたします。

説明会(余市・仁木・赤井川・古平・積丹地区)

日時 4月14日(月) 13:30～16:00

申告相談(余市・仁木・赤井川・古平・積丹地区)

日時 5月16日(金)・26日(月) 10:00～14:00

会場 余市経済センター 2階ホール
(余市町黒川町3丁目114番地)

【お問い合わせ】小樽労働基準監督署 第三課

TEL 0134-33-7651

日本海沿岸地域への廃ポリタンク の大量漂着について

本年1月中旬から日本海沿岸地域を中心として（長崎県～新潟県）廃ポリタンクが多数漂着しており、2月15日までに約1万5千個が確認されています。ふたが閉まっている一部の廃ポリタンクには、中に液体が残っているものがあり塩酸等が検出されていること、さらに、廃ポリタンクの表記と内容物が必ずしも一致しないものもあります。

海岸に漂着した廃ポリタンクに、 H_2O_2 （過酸化水素水）や HNO_3 （硝酸）の表示があったり、ハングル文字が記されているものを発見した場合には、安易に触れることなく、町住民福祉課（44-2111）までご連絡願います。

公 表

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次の者に一般廃棄物処理手数料収納事務を委託したので、同条第2項の規定により公表する。

平成20年4月1日

積丹町長 益子 清美

1. 一般廃棄物処理手数料収納事務を委託した者の住所及び氏名
住 所 積丹郡積丹町大字美国町字大沢313番地
氏 名 積丹町商工会 会長 山本俊三
2. 委託期間
自 平成20年4月1日 ~ 至 平成21年3月31日

公 表

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次の者に一般廃棄物処分手数料収納事務を委託したので、同条第2項の規定により公表する。

平成20年4月1日

積丹町長 益子 清美

1. 一般廃棄物処分手数料収納事務を委託した者の住所及び氏名
住 所 積丹郡積丹町大字美国町字小泊224番地
氏 名 (株)菊地組 代表取締役社長 村木靖
2. 委託期間
自 平成20年4月1日 ~ 至 平成21年3月31日

公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、積丹町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第7号）第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

平成20年3月14日

積丹町長 益子 清美

1. 指定管理者の名称
北海道積丹郡積丹町大字美国町字大沢604番地の1
株式会社 しゃこたん興業
代表取締役社長 村木靖
2. 施設の名称及び設置場所
名 称 積丹町美国地区緑地等利用施設
設置場所 積丹町大字美国町字小泊29番地70 他
3. 指定の期間
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
4. 管理業務の範囲
(1)積丹町美国地区緑地等利用施設条例第3条各号に掲げる事業に関すること。
(2)積丹町美国地区緑地等利用施設条例第7条第1項の承認に関すること。
(3)積丹町美国地区緑地等利用施設条例第11条第1項の徴収に関すること。
(4)施設及び設備の維持管理に関すること。
(5)その他町長が定める業務
5. 利用料金に関する事項
利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

公 表

水道および下水道使用料徴収委託について
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次の者に徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により公表する。

平成20年4月1日

積丹町長 益子 清美

1. 徴収委託項目および氏名
(1) 水道使用料
美 国 町 寺町地区水道利用組合長 菊谷 富弥
幌武意町 幌武意地区水道利用組合長 加藤 繁
野 塚 町 野塚地区水道利用組合長 白川 幸治
余 別 町 余別地区水道利用組合長 新井田仁佐
- (2)水道使用料および下水道使用料
入 舸 町 入舸地区水道利用組合長 杉山 賢
日 司 町 日司地区水道利用組合長 佐藤 義美
2. 委託期間
自 平成20年4月1日 ~ 至 平成21年3月31日

